

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、多度津町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南鴨大井地区）を行うことについて平成21年6月23日適当と決定した。

その関係書類を多度津町産業課において平成21年7月13日から同年8月2日まで縦覧に供する。

平成21年7月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀